



近 税 な に わ

発行所 近畿税理士会浪速支部
 発行人 支部長 原 仁 司
 編集人 広報委員長 鈴木 義 教

〒 556-0011 大阪市浪速区難波中3-14-12
 浪速区産業会館3階
 TEL (06) 6556 - 6965
 FAX (06) 6556 - 6975



ゴルフ大会



釣り大会

目

新年のご挨拶	原 仁司 (2)
謹賀新年	支部役員一同 (2)
新年のご挨拶	峨家 誉之 (3)
今年は丑年当たり年	(4)
租税教室報告	
租税教室	猿木真紀子 (6)
コロナ禍での租税教室	安井 貴生 (6)
支部厚生事業に参加して!	
ゴルフ大会優勝	
	原 仁司 (7)

次

同好会だより	
釣り大会に参加して	西川 弘晃 (8)
俳壇	(8)
青年部だより	西本 毅 (10)
本会だより	榮村 聡二 (11)
新入会員ご紹介	(12)
会員情報	(12)
委員会だより	(13)
税務署だより	(16)
PHOTO	(24)
編集後記	(24)



新年のご挨拶

支部長 原 仁司

謹んで新年明けましておめでとうございます。

令和2年はコロナに始まりコロナで終わり、年末に至っても未だコロナ禍終息の目途も立たず、苦しい状況が続く渦中ではありますが、会員の皆様方に於かれましては、コロナにも負けず日々乗り越えられ、ご健勝にて過ごされていることと拝察し、先ずは新春をお迎えになられていることとお慶びを申し上げます。

支部と致しましてもコロナ禍の状況下、普段通りの支部運営や事業活動が制限される中、会員の皆様にはタイムリーな情報提供が出来ていたか又ご不便をお掛けしていないか危惧しておりますが、今後も可能な限り支部運営並びに事業活動を円滑に遂行出来るよう執行部一同心掛けて参りますので、ご指導・ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

早いもので、新執行部が始動して早一年半が過ぎようとしていますが、若い世代の先生も加わり、更に自由で闊達な支部運営を図って参りましたが、会員先生始め社会や地域の皆様方に信頼され貢献出来る支部として活動を続けて参りましたのも、ひとえに会員先生方並びに関係各位の変わらぬご助力のお蔭げと深謝申し上げますと共に、引き続き浪速支部の良き伝統を継承しながら邁進して参りますので、尚一層のご支援・ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

さて、喫緊のコロナの状況は海外も含め一進一退しながら第三波が押し寄せる不安な世界情勢の中、コロナを一蹴するワクチンや中和抗体の一刻も早い完成が待たれますが、一方で、新たな日常を受け入れ、新しい生活のフレームワークを構築し、徐々に馴染んで乗り切ってゆかねばならない事も確かです。

国内でも、菅政権がGo To関連を推進しコロナと共生し経済の再生・回復を謳う中、感染者増加

に伴う医療従事者が逼迫する事態の対策を始め、時間短縮や自粛要請をどう乗り切るのか、再生と崩壊の阻止という二兎を追えるのか…課題が山積しています。

勿論、我々税理士も、コロナ下における個人・法人の様々な税に関する実務始め関連する対応等、納税者の方々に寄り添い維持・継続してゆける役割を担えればと存じます。

さて、本年も所得税の確定申告期を迎えるにあたり、コロナ禍の影響により本年度は申告相談会場等が縮小並びに中止も想定される中、浪速支部と致しましても、今回会員先生方には、支部間応援はありませんが、納税協会並びに商工会議所主催による決算・申告相談(協議派遣事業)並びに支部事務局を開催会場とする所得税確定申告無料相談会(独自事業)等につきましても、日程等縮小し従事をお願いする予定ですが、状況に応じては中止も視野に入れ判断致します事をご容赦頂きたく存じます。

又、今年の確定申告研修実施も厳しい折柄、今回は浪速税務署様のご厚意もあり、確定申告関連の資料を「近税なにわ」に同封させて頂きましたので、何卒ご参考下さい。

最後に、今後共支部運営並びに事業活動の円滑な遂行の為に、より一層のご理解・ご協力・ご支援を賜ります様心よりお願い申し上げます。

余談ですが、今年は丑年、耐え忍びコツコツと愚直に日々を送り開ける未来に備えるそんな年の私も丑年生まれ、いずれ皆が明るく笑顔で迎えられる年である事を祈りつつ…。

本年がコロナ終息の年であることを切望しつつ、会員先生始め皆様方にとりまして、益々ご健勝で幸多き年となり、更なるご活躍をされます事を祈念申し上げます、謹んで年頭のご挨拶とさせて戴きます。

謹賀新年

支部役員一同

支部長 原 仁 司
副支部長 内 海 清 次
同 山 口 弘
同 藤 本 伸太郎
同 鈴 木 義 教
同 岩 崎 勇 作
同 猿 木 真紀子
同 古 川 貴 博

幹 事 西 川 弘 晃
同 野 垣 匡 伸
同 金 本 昌 史
同 檜 垣 孝 司
同 宮 本 幸 恵
同 伊 藤 昌 紘
同 宮 脇 帝 二
同 清 水 章

幹 事 烏 野 佳 子
同 西 本 毅
同 夫 馬 竜 司
同 東 精 一
支部監事 磯 部 光 淳
同 溝 口 隆 夫
本会理事 榮 村 聡 二



新年のご挨拶

浪速税務署長 岨家 誉之

新年、明けましておめでとうございます。

2021年（令和3年）の年頭に当たり、近畿税理士会浪速支部の先生方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

原支部長をはじめ、貴支部の先生方には、平素から税務行政の適正かつ円滑な運営に深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜っておりますこと、紙面をお借りしまして心から厚くお礼申し上げます。

さて、今年の干支は、「辛丑（かのとうし）」です。辛（かのと）は、季節でいえば秋の終わり頃、植物なら草木が枯れて、次世代のタネを大地に還す途中の状態を表します。また、「丑（うし）」は、十二支の二番目に当たり、植物の成長に例えると、発芽直前の曲がった芽が種子の硬い殻から出ようとしている状態です。つまり、「辛丑」は、古きことに悩みながらも終わりを告げ、新しい芽生えを見いだす年、また、個人はコツコツと地道に力を磨いて成功を目指す年と言われています。

この新しい年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が終わりを告げ、明るい話題の多い活気に満ち溢れたものとなることを願っております。

まもなく令和2年分所得税等の確定申告期を迎えます。当署では、昨年に引き続き「梅田スカイビル」で市内10署による「申告書作成会場」を開設することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の実践例を踏まえ、社会的距離の確保など感染症対策を十分に講じた上での運営となります。会場の混雑を緩和するためにも、ID・パスワード方式やマイナンバーカード方式による自宅等からの申告、加えてダイレクト納付やQRコードによるコンビニ納付などのICTを活用した利便性の高い納税や特例猶予制度及び猶予制度の有効活用に向けた周知・広報・相談について行っているところであり、先生方におかれましても、利用拡大に向け、

これまで以上のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

貴支部におかれましては、昨年に引き続き事務局における「確定申告無料相談会」を開催されるほか、浪速納税協会が開設する「確定申告相談会場」への協議派遣をはじめ、種々の税務支援を独自事業として取り組まれると伺っており、ご支援・ご協力を賜りますこと、大変心強く感謝申し上げます次第です。

私どもといたしましても、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税組織の使命を果たすため、本年も引き続き、「納税者サービスの充実」及び「適正・公平な課税・徴収の実現」に努めていくこととしております。職員一丸となって取り組む所存でございますが、円滑な税務行政の運営には、何と申しましても先生方のご理解、ご協力が必要不可欠であると考えておりますので、今後ともなお一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、租税教育につきましても、長年にわたりその重要性和意義をご理解いただき、租税教室への講師派遣などに積極的に取り組んでいただいております。本来であれば、開催校の拡大に取り組むところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校現場における授業時間の確保が困難な状況となっています。こうした中でも、これまで築き上げた、先生方との協力体制を維持しながら、開催方法等を工夫しつつ租税教室を円滑に実施していきたいと考えておりますので、今後とも、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、貴支部の今後益々のご発展とこの新しい年が先生方にとって充実した実り多き年でありますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



早いもので、私も6回目の当たり歳を迎えることになり驚きを感じます。

昭和52年2月浪速支部にお世話になり気がつけばもう44年を迎えることになりました。顧みますと、その間に浪速支部の先生方にご指導並びにお力添え等を頂きながら副支部長・支部長を拝命し無事、責務を果たすことが出来ました(?)

お陰を持ちまして、有形・無形の財産を賜り現在の今日の自分があると言っても過言でありません。本当に浪速支部の皆様感謝しています。ところで、人生百年時代と言われていますが最近の自分の体力、思考力、記憶力の低下を感じるに付けて浪速支部のK先生が「ひーちゃんこの齢になるともうカウントダウンだよ」と言っておられましたが、やはりこの年齢になると人生のカウントダウンが始まっているように思われます。また、終活と言う文字がやけに目につくようになったような気がします。

思い出しますと、前回の還暦の寄稿ではサムエル・ウルマンのYouthを引用して「人生青春」を心に刻み生きて行きたいと寄稿させて頂きましたが、青春とは若い肉体や年齢に関係なく若き精神、つまり強い意志、豊かな想像力、燃える上がる情熱そのようなものが有るか否かです。残念ですが私はこの精神が薄れつつあるように感じる今日この頃で「人生青春」に黄色信号が点滅しています。

このような心境の為これからはクライアントや職員に対して迷惑を掛けないように息子への事業承継がこれからの大きな取り組み課題だと思っています。また、これからの人生は少しゆとりを持って家族サービスや趣味を増やして行きたいと考えています。

最後になりますが、2020年は新型コロナウイルスに世界が悩まされリーマンショックを超える世界同時不況となりました。一日も早くこのコロナウイルスに打ち勝つ時が来るのを願ってやみません。



別の寄稿を書くの?と尋ねた矢先にS広報委員長に「当たり年の寄稿も」って言われ、もう5巡目が廻って来た事に青天の霹靂で、走馬燈の様にとは良く言ったもので、いつの間にか還暦を迎える歳になっていたなんて今思い出しても…方丈記や行雲流水の様な心境です。

知らぬ間に父の背中を追い、気付いた時には浪速支部と共に歩み、温かい浪速支部の先輩先生に育まれ、未だ年相応にも至らず大役を引き受け、今度は若い先生方に支えられ、この若輩者に付合っただけの我が、何よりかけがえのない私の宝物であり軌跡です。

さて、丑の本来の意味とは植物の芽が種子の中で伸びる事が出来ない状態から、手の指を曲げてものを握る様子の象形文字で「つかむ・からむ」という意味を表すようで、丑年は「我慢=耐える」や「発展の前振れ=芽が出る」となると言われています。

過去の丑年の出来事では、1973年のオイルショック、1997年消費税の5%引上げ、2009年選挙による初の政権交代や裁判員制度の開始等、我慢や新しい事が始まった年が多いのも特徴ですが、2021年は新型コロナウイルスの蔓延で未だ未だコロナ禍を耐え忍ぶ年になるのかも知れませんが…。

本来「干支」は十干十二支の組合せで、2021年干支は「辛丑(かのとうし)」であり、中国伝来の

十二支は元々植物が循環する様子を表しますが、十二支を浸透させるために動物を充て、丑は2番目で子年に蒔いた種が芽を出して成長しようとする時期とされ、先を急がず目の事を着実に進める事が将来の成功に繋がっていくとされています。

更には、学問の神様「菅原道真」公を祀る天満宮の神使とされていますし、又、牛は4つの胃袋で食物を細かく噛み砕き反芻する事で消化・栄養としている事も着実に進む由来かと。

それ故に特徴・性格は、慎重派・マイペースで返せば忍耐強く黙々と歩むスロースターターで、おっとりして穏やか、古風で一途の反面、怒ると怖く頑固な一面もと書かれていて…思い当たる節ありの時は、くれぐれも取扱いにはご注意下さいませ様に…。

余談の余談ですが、焼肉屋さんでは第1胃ミノ・第2胃センマイ・第3胃ハチノス・第4胃ギアラと呼ばれていますよね。

又、闘牛の赤い布は牛にはモノクロに見えて色は識別出来ないのが、闘牛士や観客という人の本能を刺激する効果の赤色で、人間の方を興奮させる為だそうですよ。

結びに慣用句を駆使して、「牛を馬に乗り換え」たり「角を矯(た)めて牛を殺し」たり「牛耳を執」ったりせず、「牛の角を蜂が刺す」の如く動じない心で、「牛の歩みも千里」の如くゆっくりゆっくりでも確実に歩むその先に、「(牛に引かれての下りは嫌ですが) 善光寺」が見えてくると良いのですが…添えたトリビアばかりでしたが、「おあとがよろしいようで」。



新年あけましておめでとうございます。昭和60年、阪神が優勝した丑年(寅年ではない)に生まれ、気付いたら35歳、3回目の年女を迎えました富井瞳でございます。年女だから特に何かあるというわけではありませんが、年賀状や縁起物に自分の生まれ年の干支が起用されるのは何となく嬉しいものです。私は税理士登録&開業2年目に突入しまして、初めてづくしだった1年目に比べて、少し落ち着いてお仕事ができるようになってきました。落ち着いてきたこのタイミングで、今年は資産税の勉強に力を入れたと思っています。勤務時代の事務所は所得税や法人税の税務がほとんどで、相続税などの資産税の実務を勉強する機会が少なかったのが、色々な本を読んだり、研修を受けたりして、知識だけでも強化していきたいと思っています。あと、開業の少し前にゴルフを始めたのですが、なかなかスコアが良くならないという事案が発生しております(レッスンに通っているのに・・・)。ですので、今年はスコア120を切れるように練習を頑張っていきたいと思っています。

関与先の不動産案件をご紹介します。

案件成約の場合、関与先から頂いた仲介手数料の20%をご紹介料として先生にお支払いします。

【取扱種目】	売却・購入の仲介	事業用収益物件	【各種資料が好評です】	【物件調査報告書】 調査報告書を作成	【売買価格査定書】 あらゆる不動産の 売買時価の査定	【財産評価サポート】 評価区分 かげ地割合図 評価明細書資料の提供
	相続不動産の対策	事業承継・M&A				
	有効活用	財産評価サポート				

税理士先生のご紹介案件のみを取り扱う税理士業界専門の不動産会社



税理士協同組合指定会社
株式会社 日税不動産情報センター

税理士界一筋おかげさまで38年
大阪支店

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館11階
TEL 06-6949-4664 FAX 06-6949-4661



租 税 教 室 報 告



租税教室

租税教育推進委員長

猿木 真紀子

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

2020年の租税教室の実施につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため小中学校が休校になった影響で縮小を余儀なくされました。7月に予定していた中学校3校の租税教室は、うち2校が中止となり難波中学校1校のみの実施となりました。通常であればクイズやグループワークなどを取り入れて生徒さんの発言を促す授業をできるのですが、それもできない状況の中、講師の野口先生がうまく工夫され、税について考えさせる授業をしてくださいました。

一方、8月に今宮高等学校から6年ぶりに租税教室の要望をいただいたことは大変嬉しいことでした。講師は熱血系の安井先生にお願いしたところ、6クラスを2クラスずつに分けて計3回、税の歴史、税の役割、日本の財政から税理士の仕事の話まで、社会人でも興味をもって学べるであろう内容をわかりやすく説明され、生徒さん達は熱心にノートをとっていました。来年もご要望いただけるのは間違いないと思います。さらに9月の専門学校エール学園においては、烏野先生がコロナ禍でベトナム帰国中の学生さんと校舎とをZoomで繋いで租税教室を実施してくださり、まさに今後の租税教室のバリエーションを予感させるものとなりました。さらに1月には、新たに前田（卓）先生がデビューされます。本会の講師研修会も受講され、栄小学校での講師を快く引き受けてくださいました。どんな授業になるか、子どもたちの反応が楽しみです。

日本の将来を担う子供たちには、正しい知識を身に付けて考え、人の意見も聞ける人、様々な分野で活躍する人になって欲しいと思います。租税教室はわずか40～50分の授業ですが、何か一つでも伝わったと実感できるところに、やりがいがあるのではないのでしょうか。これからも多くの先生方に体験していただきたいと思います。



コロナ禍での租税教室

熱血系講師

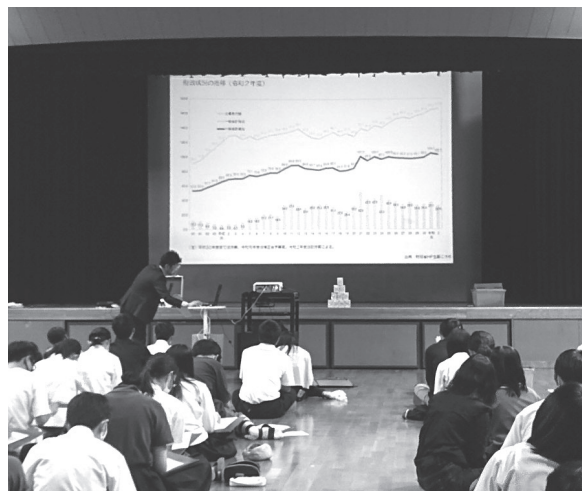
安井 貴生

令和2年8月3日と4日の2日間にわたり、大阪府立今宮高校において租税教室を担当しました。小学校での租税教室は過去に担当させて頂きましたが、高校での租税教室は初めての体験でした。さらに今宮高校では6年ぶりの租税教室の開催ということでどのように授業を進めるべきか、大いに悩みました。(笑)

しかも世の中はコロナ禍の真っ只中。学校側からも感染予防対策を徹底した上での実施を求められました。グループワークやディベートなどは密を避けるため遠慮してほしいとの事で、すべての時間を講義形式で進める事となりました。

授業に先立って、生徒の皆さんには「税について知りたいこと」という内容で質問を用意してもらいました。自分たちが一生でどれくらい税金を支払うのか、税理士とはどんな仕事をしているのかといった質問が多かったようです。授業では模擬の給与明細を作成したりして少しでも税を身近に感じてもらえるように工夫したつもりですが、生徒たちの記憶に少しでも残ってくれていれば嬉しい限りです。

フェイスシールドを装着し講義だけの授業、パソコンの不具合、想像以上に大きかった教室スペース、なかなか今回は苦勞しましたがまたこれを糧に今後も租税教室を担当できる機会を頂ければ幸いです。



支部厚生事業に参加して!



ゴルフ大会優勝

原 仁 司

奇しくもコロナ禍の猛威が未だ終息しない日々が続き既に半年が過ぎ、社会も徐々に3密に配慮しつつ、Go To トラベル・Go To Eat等Go To キャンペーンも始まり、経済活動やレクリエーションやイベントも少しずつ緩和再開される兆しが見えてきた処暑9月1日(火)、支部も十分な留意対策の下、第391回浪一会と併催で支部ゴルフコンペ開催の運びとなり、場所はPLの塔の麓に広がる聖丘カントリー倶楽部を舞台に3組12名が集いました。

ソーシャルディスタンス・マスク・シールド・アルコール消毒・検温等々、コロナ対策に必要な不可欠なスペースやグッズを総動員してのガンジガラメ気味のゴルフの始まりとなったのです。

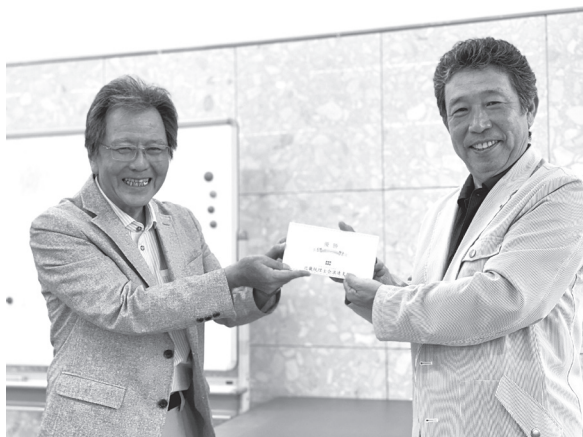
ダブルペリア方式では運にもかなり左右されますが、自身としては余りご相伴に与かった記憶は無かったので、今回も当たり触らずの順位だろうとタカを括っていたのですが、蓋を開けてみると思いの外のハンデが付き優勝していました。

同伴競技者は最近好調の研修委員長I氏、自称AクラスのE本会常務理事、若手ゴルフ躍進中のサウスボーI.Jr氏で、笑いあり突っ込み合いあり

で久々に自然を満喫しながら和気藹々と楽しいひと時を過ごさせて頂きました。

支部長のポストを受けて以来、ゴルフ関連の催事担当だった私の後をN顧問に一任させて頂く事となってから、複数回ある挨拶を除けば、純粹にゴルフだけプレイする時間が楽しく、N顧問には感謝感激雨霰で今後も何かとお手数をお掛けしますが、ゴルフを通じて先生同士の交流が更に深まり回を重ねてゆけます事を切に祈りつつ、何卒宜しくお願い²申し上げます。

未だコロナ禍の中、色々な制限がありますが、早く終息に向かい皆が大手を振ってゴルフに懇親会に以前の活気溢れる支部に戻れると信じて、是非若い先生方も忌憚なく支部ゴルフ大会に、又390回を超える歴史を刻んできた浪一会に参加して戴ければと…想いを馳せる今日この頃です。



同 好 会 だ よ り



釣り大会に参加して

西川 弘晃



前々日の夜12時間程度寝てしまったせいで、釣り大会前日の夜は寝ないといけないというプレッシャーに負けてしまいました。眠れない夜を過ごし2時には出発し3時半頃には泉南に到着しました。車の中で寝ようとしたのですが、結局寝れずに釣り堀オーパに向かいました。今年は5時半に集合。5分程度遅れて到着したのですがオーパの事務所が開いておらず6時まで待ちました。事務所が開いてからは、前日の当たりエサである団子2種類、

カニ10匹、イワシを購入しました。

6時過ぎには船で釣り堀まで乗船しました。わずか3分程度でしたが、湾外になると波が高く相当船も揺れました。釣り堀に到着し毎年通り支部長が私の隣に居座りました。

今回用意したタックルは、鯛用から青物まで対応できる竿と4000番のリール、脈釣り用の竿と舟釣り用のカウンター付のリールです。私の計画では青物釣るまでは一つ目のタックル、青物釣れてからは脈釣りで遊ぶ計画です。

6時35分頃に釣りがスタートしました。朝のラッシュは中々釣れなかったです。朝のラッシュで2〜3匹程度釣れたらと考えておりました。カニと団子で鯛2匹釣れたのですが、合わすのが早すぎて2回ばらしてしまいました。特にカニをエサとしたときは合わせがかなり困難でした。青物入れてからクッション錘、ハリス、ウキ、エサを交換しハマチが掛かるのを待ちました。私が釣りをしていたイケスでは誰も青物を釣ることができませんでした。そこで脈釣りに変更しました。今回脈釣りをするのは2回目です。1回目は全く釣れませんでした。最初団子をエサとしてトライしました。何か違和感があり思いっきり合わせてみると鯛が釣れました。脈釣りでは初めてです。結局今回は鯛3匹の寂しい結果になりました。

俳壇

負けない

ポケットに小さくたたむマスクかな
籠る日々三密避けて去年今年

岡 正

ワクチンや鼓動ひろぐる初明かり
コロナ禍や画像年賀の数多く

檜垣 典仁

初夢やコロナ・海・空平時なり
去年今年オリンピックや顔と顔

辻本 友明

正月や今年は妻と二人きり
注連縄の傾き直し外出す

岩橋 一好

コロナ禍や安らぎ覚ゆ菊花展
木枯に舞ひ舞ひ飛びしマスクかな

篠田 格

ミサは窓開けて聖歌は秋天へ
鬼門よく守り柊花こぼす

大野 裕康

近畿税理士会浪速支部の皆様へ

次の世代につなげていきたいもの、
それは、税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、
昭和28年の水害以来、突然襲いかかる地震や水害等の
自然災害で被災した仲間を助ける弊社独自の制度です。
一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、
大きな助け合いの輪となっています。
近税グループ保険と共に、
皆様のご加入を賜りますよう、
どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長
江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



1月下旬にお届けする
共済会からのお知らせも
是非ご覧ください

**税理士団体保障
おしどり保障
個人年金**

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



電話 (03)5740-0321 FAX (03)5740-0323
e-mail jim@zeirishikyosai.com
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902（明治35）年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

近畿税理士共済南支社/大阪府大阪市中央区難波2-2-3(御堂筋グランドビル10F)
TEL 06-6213-5901

T&D
T&D保険グループ

青年部だより



青年部長
西本 毅

新年あけましておめでとうございます。

浪速支部会員先生におかれましては、平素より青年部活動への深いご理解と格別のご協力を賜り、青年部一同より厚く御礼申し上げます。

令和2年9月11日(金)に道頓堀ホテルで行われました、第25回青年部定期総会では、無事にすべての議案に承認をいただきまして誠にありがとうございました。青年部活動としましては、先日12月1日に「なみせいだより第28号」を発行し、支部会員先生にお届けいたしました。いかがでしたでしょうか？新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年は、青年部活動を全く実施できておりません

が、本年こそは、中止となったファミリーレクリエーションや意見交換会をアフターコロナの中、実施できる!! と思います。会員先生やご家族の皆様のご参加をお待ちしております。

結びにあたり、新年のご多幸を祈念申し上げますとともに、青年部に対しまして一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



デジタル化が 会計事務所の 頼みの綱となる。



目まぐるしく変化する情報社会。クラウドやAI-OCRなど新時代のデジタル技術が注目を集めています。企業の存続と成長を担う会計事務所であるためにもICSのデジタル化ツール「原票会計S」シリーズ、顧問先企業の経営の見える化が実現できる財務会計ソフト「財務処理db」をぜひともご利用ください。

原票会計Sシリーズ | **財務処理db**
【電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証】 | 【電子帳簿ソフト法的要件認証】
 各地弊社ショールームにて体験いただけます。(日本ICS )

ウェブサイト

原票会計S特設サイトをご覧ください。



URL
<https://www.icscs.co.jp/land/genpkaikei.html>

問い合わせ先

日本ICS株式会社

電話でのお問い合わせ **0120-451-446**
受付時間[9:00~12:00/13:00~17:30]
 (土・日・祝日及び弊社休業日を除きます)

本社

大阪本社
 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 6-3-31
 うえぼんまちハイハイタウン 11F
東京本社
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1
 エステック情報ビル 14F

本 会 だ よ り



本会常務理事
会務制度委員長
榮村 聡二

新年明けましておめでとうございます。

浪速支部会員先生におかれましては、平素から本会の会務に対しまして、多大なご協力賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会では「ビジョン2030」と題し、中長期的に環境の変化に対応した税理士制度を目指すべく、富村副会長を座長として13人の構成員でその検討を進めています。ICT・AIの進展やマイナポータルの導入は、我々の税理士業務に大きな変革をもたらしています。また、新型コロナウイルス発生や東日本大震災に代表される大規模災害等は、税理士会のみならず事務所の運営に多大な影

響を与えています。さらに、中小企業者の減少や少子化の問題もございます。会員の先生方にとっても、今までの経験や常識では対応できないことが多くなっているのではないのでしょうか。

我々を取り巻く環境の変化がスピードを増しているなか、税理士制度がいかにスピーディーに対応し、社会でその役割を果たしていくのか、大きな課題であります。10年後社会からより信頼される税理士制度になるように、私も構成員の一人として、少しでも貢献できるよう検討を進めていく所存です。そのなかで、支部の皆様にとって役立つ情報があれば、できる限りお伝えしていきたいと思っています。

結びにあたり、会員先生方にとって、実りある充実した年になることを心より祈念申し上げます。

会計事務所向けシステムなら

MJS

ミロク情報サービス

MJSのノウハウを集結した会計事務所向けERP「ACELINK NX-Pro」なら、事務所業務のデータを一元管理して会計事務所の経営効率化を支援します。

会計事務所向けERPシステム

NX-^{ACELINK}Pro[®]

ACELINK NX-Pro 検索



顧問先向け業務パッケージ

MJSLINK NX⁺

小規模事業者 ○ ○ ○ 中小企業

かんたんクラウド ACELINK NXCE

企業規模に合わせたラインナップ

顧問先システムとのデータ連携へ

ACELINK NX-Proと顧問先システムのデータが連携することで、様々な経営分析機能により顧問先に向けた経営戦略支援を円滑に行う事ができます。

●ACELINK NX-Pro、MJSLINK NX-Plus、かんたんクラウド、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス

東証第一 上場 (証券コード: 9928)

大阪支社

〒530-0057 大阪市北区豊崎 2-12-7 清和梅田ビル14F
TEL.06-6311-3690



MJSイメージキャラクター 菊川 怜



新入会員ご紹介



なか つじ よし のり
中 辻 義 則

事務所 浪速区湊町1-3-1
リバープレイス6階
T E L 06-6567-9677

浪速支部の先生方各位、初めまして。この度ご縁がありまして、大阪市浪速区湊町1丁目3番1号に事務所を開設いたしました中辻義則と申します。

私の事務所はなんばHatchのある湊町リバープレイスの6階です。建物に入ると大音量で音楽がかかっており、にぎやかな場所ではありますが、音楽好きの私としては非常に心地よい場所です。

弊所は経営者様に寄り添った対応を心がけております。経営者様の意思決定に近い場所でサポートできるよう、税務会計だけでなく財務、その他広く経営全般に亘ってのアドバイスができるようにスタッフ3名ともども日々研鑽を続けております。まだまだ未熟ものではありますが、浪速支部の先生方といい関係を築かせていただきたく存じます。以後、よろしくお願い致します。



おく むら まさ み
奥 村 正 己

事務所 浪速区難波中1-12-5
難波室町ビル
T E L 06-6633-0602

はじめまして、令和2年9月に伊丹支部より浪速支部にお世話になることになりました奥村正己と申します。

神戸税務署を最後に伊丹支部で開業しておりましたが、この度、ご縁があって浪速区に事務所を設けさせて頂きました。

これを機になお一層業務に励んでいきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い致します。



会 員 情 報

【新入会】 ようこそ浪速支部へ

林 佳孝 会員
総和税理士法人
中辻 義則 会員
堺支部より
奥村 正己 会員
伊丹支部より

【転出・廃業】 お世話になりました

林 佳孝 会員 枚方支部へ
南場 隆 会員 東支部へ
朝倉 克己 会員 天王寺支部へ
鈴木 孝雄 会員 天王寺支部へ
税理士法人なにわ会計 天王寺支部へ

【弔 事】 謹んでお悔やみ申し上げます

廣岡 政明 会員 (令和2年9月1日)
宮脇 靖介 会員 (令和2年9月17日)
齋岡 康雄 会員 (令和2年10月1日)
北澤 三郎 会員 (令和2年11月8日)



委員会だより

支部行事報告
(令和2年8月～令和2年12月)

総務委員会

●会員数 (R2.12.2現在)

正会員	109名
税理士法人	8社
準会員	9名

●総務委員会

開催なし

●正副支部長会

R2.10.29	浪速支部事務局
R2.12.15	浪速支部事務局

●署・支部懇談会

R2.7.3	浪速税務署
R2.10.29	浪速税務署
R2.12.15	浪速税務署

●支部役員会

開催なし

●支部長会

R2.10.9	WEB会議
---------	-------

●本会と支部役員との連絡会議

R2.10.5	ホテルモントレ大阪	中止
---------	-----------	----

●支部役員と顧問・相談役との懇談会

開催なし

●第三支部連合会

開催なし

●夏季総会

R2.8.6	ホテルモントレグラスミア大阪
	中止

●浪速区民まつり

R2.10.4	難波中公園	中止
---------	-------	----

●日本政策金融公庫との意見交換会

開催なし

●税を考える週間行事

R2.11.16	納税表彰式	中止
----------	-------	----

●浪速区租税教育推進協議会主催による税に関する作文表彰

支部長表彰	難波中学校3年	今村未来
-------	---------	------

●名札 (浪速税務署玄関前)

〈新調8枚〉

林佳孝・中辻義則・奥村正己・細名洋平
伊藤昌紘・山口弘・松本賀史・長友滋尊

〈取外し9枚〉

廣岡政明・宮脇靖介・林佳孝・南場隆
齋岡康雄・北澤三郎・朝倉克己・鈴木孝雄
税理士法人なにわ会計

経理委員会

平素は支部会費納入につきまして、支部会員並びに準会員先生方のご協力に心より感謝致しております。

支部規約第45条に基づき、事業年度の中途における特例として、新しく当支部に所属された会員につきましては、所属された日の属する月から会費を徴収させていただき、転出された(退会者を含む)会員につきましては、転出された日の属する月から会費の返金を行っております。

令和2年11月30日現在、未だ会費未納の先生がおりますので、早急に下記口座へお振込下さいますようお願い致します。

経理担当副支部長 山口 弘(☎6648-5655)

※郵便振替口座

00900-5-137999 近畿税理士会浪速支部

※銀行振込口座

三菱UFJ銀行／難波駅前支店

普通預金 No. 0671209

口座名 近畿税理士会浪速支部

副支部長 山口 弘(ヤマグチヒロム)

業務対策委員会

●令和2年度書面添付制度支部担当者会議

令和2年10月20日 WEB会議

出席者 藤本伸太郎

情報化対策委員会

●本会からの電子メール配信

本会では、会員に対して、会報及び会員専用ホームページへの記事掲載、支部を通じて、必要な税務情報や研修会の開催等の会務運営に係る情報等を提供していますが、これらの情報をより迅速にお知らせする方法として令和2年6月1日から開始されています電子メールの配信を是非ご活用ください。

研修委員会

研修委員会からのお知らせ

今年度の研修委員会活動は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、会員皆様への罹患リスクを避けることを第一に考え、「会場参加型支部研修」の開催については見合わせてまいりました。

しかしながら年間36時間受講義務につきましましては現在のところ例年通り実施される見通しです。受講方法・手段につきましては、ライブ配信やビデオ視聴による受講中心となつてまいります。研修テーマや内容を自由に選択できるだけの準備も整いつつあり、さらに“自分時間”をご活用いただけますので、何卒ご理解の上研修受講を宜しくお願い申し上げます。

ご参考までにパソコンからのライブ配信、オンデマンド研修への主たるアクセス方法をご紹介します。

アクセス手順紹介

最初に「近畿税理士会ホームページ」を開け、画面右上に表示されている「税理士の方へ」をクリック、次の画面中ほどにあるユーザーIDとパスワードを入力し、次の画面で＜研修受講システム＞をクリックすると、＜研修一覧＞画面に進みます。ここで受講したいテーマや研修時間等を選択し、右側の「視聴」をクリック後レジュメの印刷をして下さい。いよいよ視聴開始、終了後下段の「申請」をクリックして下さい。

ご不明の場合は本会事務局に電話すると、丁寧に教示してもらえます。

広報委員会

委員会活動

●R2.12.11

場 所 事務局

議 題 令和2年度第2回委員会

「近税なにわ」第61号校正会議

●R3.1.1

「近税なにわ」第61号発刊

租税教育推進委員会

●浪速区租税教育推進協議会の実施する租税教室の講師として会員を派遣

R2.8.3～4 大阪府立今宮高等学校

講師 安井貴生会員

R2.9.15 専門学校エール学園

講師 鳥野佳子会員

●R2.8.27 本会「支部租税教育担当者会議」1名参加

●R2.10.12 本会「租税教室講師研修会」講師候補者1名参加

厚生委員会

●支部ゴルフ大会

R2.9.1 聖丘カントリー倶楽部

参加者 12名

優勝 原 仁司 G 91 N 70.6

2位 東 精一 G 77 N 71.0

3位 榮村 聡二 G 88 N 73.6

●魚釣り大会

R2.11.14 海上釣堀オーパ

参加者 22名

●同好会行事(浪一会)

(第390回) R2.8.4 太子カントリー倶楽部

参加者 11名

優勝 柏山 行雄 G 99 N 69.4

2位 溝口 隆夫 G 77 N 72.3

3位 東 精一 G 85 N 73.2

(第391回) R2.9.1 聖丘カントリー倶楽部

参加者 12名

(支部ゴルフ大会と共催)

(第392回) R2.11.12 東急グランドオークゴルフクラブ

参加者 8名

優勝 中野 孝治 G 90 N 70.8

2位 大野 裕康 G 92 N 74.0

3位 烏野 佳子 G 99 N 74.0

(第393回) R2.12.1 六甲国際ゴルフ倶楽部

参加者 9名

優勝 前田 成弘 G 107 N 75.8

2位 原 仁司 G 88 N 76.0

3位 藤原 伸彦 G 102 N 83.0

税務支援対策委員会

令和2年度の所得税確定申告期が近づいて参りましたが、支部会員の先生方には確定申告相談業務への従事につきまして、ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本年も、所得税確定申告期における無料税務相談が実施される予定ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため原則として支部間応援を行わない方針であると、本会から連絡を受けております。また、浪速支部での独自事業についても、従来は7日間の実施でしたが、この度は事業規模を縮小し、整理券方式を採用することを予定しております。つきましては会員先生方には浪速支部での独自事業として令和3年2月16日・18日・22日の3日間、当事務局において令和2年分所得税確定申告無料相談会に延べ15名の先生方に従事していただくことになりました。

また、納税協会主催の決算・申告相談に16日間・延べ18名、商工会議所主催の申告相談に1日間・2名の先生方に従事して頂くこととなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染の拡大次第では、開催の縮小や開催自体の再検討を行う可能性もございますので、今後の動向にご留意ください。

尚、令和3年1月15日開催を予定しておりました「確定申告期税務相談実施要領説明会」は、感

染拡大の現状を鑑み中止することとし、確定申告に当たっての資料を今回の近税なにわに同封させて頂きましたので、そちらの確認もよろしくお願い致します。

●「税理士による税の相談日」への会員派遣

浪速納税協会主催の税の相談業務に、第2・第4水曜日各1名ずつ延べ11名の会員を派遣し、従事していただいております。

(古川貴博・櫻井正洋・安井貴生・金本昌史・田野公三・前田卓也・富井瞳・朝倉克己各会員)

●「浪速税務署記帳指導」への会員派遣

浪速税務署の行う記帳指導に会員を派遣し、従事いただいております。

(前田卓也・富井瞳各会員)

●「簿記教室」への会員派遣

例年実施していた浪速納税協会主催による「簿記教室」ですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大を考慮して中止としております。

●「テーマ別税法研修会」への会員派遣

例年実施されていた浪速納税協会主催による「テーマ別税法研修会」は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、中止となっております。

綱紀監察委員会

我々税理士には、税理士法第1条に規定する税理士の使命及び職責から、高い品位と広く深い学識を保持しなければなりません。また、一方で税理士会には、税理士法において「税理士の品位保持に関する規定」が税理士会の会則の絶対的記載事項とされているところにより、会員の品位保持に関する事業を行い、税理士の義務の遵守の徹底と非違行為の防止を図ることが社会から求められています。

支部は、本会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行うことを求められております。

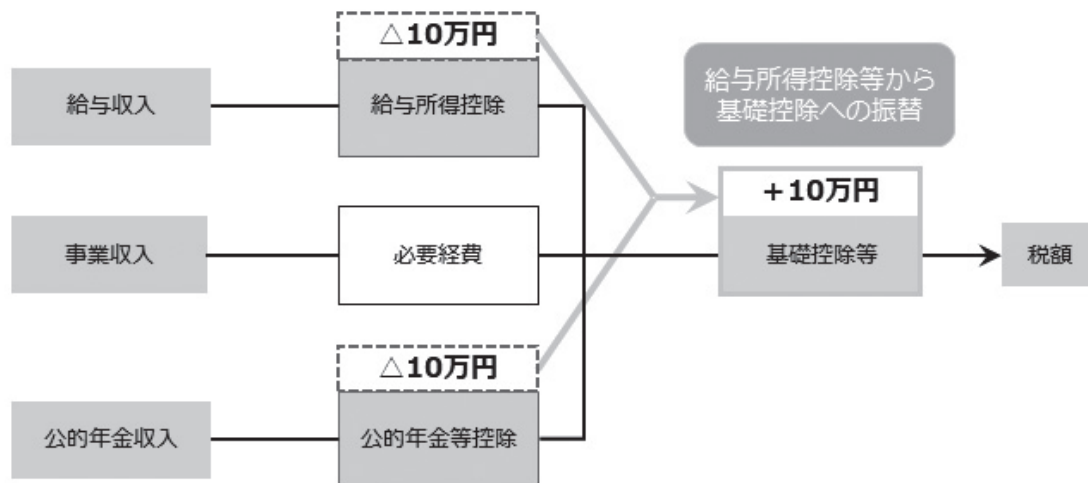
会員先生方には税理士関係法令等に規定される義務規定の再認識の促進及び職業倫理観の向上を図っていただき、会員の適正な業務執行に資することをお願い致します。

税 務 署 だ よ り

令和2年分の確定申告から適用される主な税制改正について

1 給与所得控除等から基礎控除への振替

- 給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。



2 給与所得控除の改正

- 給与収入が850万円を超える方の控除額が195万円に引き下げられました。
- 子育て世代等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する方には、負担増が生じない措置が講じられています（所得金額調整控除）。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和2年分	令和元年分
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%－ 10万円	その収入金額×40%
180万円 超 360万円以下	その収入金額×30%＋ 8万円	その収入金額×30%＋ 18万円
360万円 超 660万円以下	その収入金額×20%＋ 44万円	その収入金額×20%＋ 54万円
660万円 超 850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	その収入金額×10%＋120万円
850万円 超 1,000万円以下	195万円	その収入金額×10%＋120万円
1,000万円 超	195万円	220万円

3 公的年金等控除の改正

- 公的年金等収入が1,000万円を超える方の控除額に上限が設けられました。
- 公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える方の控除額が引き下げられました。

4 基礎控除の改正

- 基礎控除が38万円から48万円に引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。



5 青色申告特別控除の改正

- 65万円の青色申告特別控除の適用要件に「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」が追加されました。
- 詳しくは、「令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります（リーフレット）」をご確認ください。

要件等	令和2年分	令和元年分
簡易な方法での記帳	10万円	10万円
①正規の簿記（複式簿記）での記帳 ②申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付 ③申告期限内での確定申告	55万円	65万円
上記①～③に加え、 「電子帳簿保存」又は「e-Taxによる電子申告」	65万円	65万円

6 ひとり親に対する税制上の措置等

- 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する所得500万円以下の単身者について、「ひとり親控除」（控除額35万円）が創設されました。
- 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとし、所得制限（所得500万円）が設けられました。

【本人が女性の場合の控除額】

	死別	離別	ひとり親
扶養親族	子あり	35万円	35万円
	子以外	27万円	27万円
	無し	27万円	－

【本人が男性の場合の控除額】

	死別	離別	ひとり親
扶養親族	子	35万円	35万円
	子以外	－	－
	無し	－	－

7 チケット寄附税制の創設

- 新型コロナウイルスの影響により一定のイベントの中止等をした主催者に対して、入場料等の払戻しの請求をしなかった場合のその入場料について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とされました。

パソコン・スマホから確定申告！

「国税庁ホームページ」へアクセス!!

確定申告



- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

661万人が利用

確定申告書作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ
と回答

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

便利な納付方法をご利用ください！

国税の納付は、簡単な手続で利用できる便利な方法のご利用をお願いいたします。

キャッシュ
レス

ダイレクト納付

e-Taxを利用している方や
源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

こんな方に
おすすめ！

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

※ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方へ

地方税より
新たな納付
方法のご案内

- ◎ 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が開始しました。
 - ◎ 個人住民税（特別徴収分）も電子納付することができます。
 - ◎ 詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.jp>）をご覧ください。
- ※ 国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ別々に必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

キャッシュ
レス

口座振替による納付

申告所得税や消費税の
申告書を毎年提出する個人事業主の方

こんな方に
おすすめ！

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。
- ◎ 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

大阪国税局・税務署



クレジットカード納付

時間を気にせず利用したい方や
インターネットを利用している方

こんな方に
おすすめ!

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。



- ◎ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 領収証書は発行されません(納付状況は利用明細等をご確認ください。)
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- ◎ 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。



インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。



- ◎ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。
- ◎ 領収証書は発行されません(納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。)
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

コンビニ納付 (QRコード)

近くにコンビニがある方や
インターネットを利用している方

こんな方に
おすすめ!

パソコンやスマホから納付に必要な情報(氏名や税額など)を「QRコード」(PDFファイル)として作成・出力のうえ、コンビニのキオスク端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニのレジで納付することができます。



- ◎ 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)、ファミリーマート(「Famiポート」端末設置店舗のみ)となります。
- ◎ 利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下となります。
- ◎ 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます)。
- ◎ 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは顔認識サービスの登録商標です。

金融機関の窓口での納付

納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。

- ◎ 納付書は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、金融機関等に在庫がない場合は所轄税務署へご連絡ください。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



R2.7

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から 6 か月以内に申請書の提出がある。

（注） 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として 1 年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年 8.9%→軽減後 年 1.6%※）。

※ 令和 2 年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第 151 条の 2

収入が概ね 2 割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1 年間猶予

無担保

特 例 猶 予 の 要 件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね 20% 以上減少していること。

- ② 一時に納税することが困難であること。

（注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

（注）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和 2 年 2 月 1 日から同 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第 3 条

令和 2 年 6 月



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



猶 予 の 申 請 方 法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税 務 署 に お い て 所 定 の 審 査 を 迅 速 に 行 い ま す

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検 索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省 : https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省 : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

税理士(法人)事務所・関与先繁栄のパートナー!
仕事やプライベートに使って便利な組合員特典!

提携企業をご利用ください!



税理士業務関連

報酬自動支払制度・OA機器・
オフィス家具・印鑑・ゴム印・名刺・
書類溶解処理 など



不動産業務関連

売買・増改築・リフォーム・仲介・
鑑定・評価 など



共済・損害保険関連

小規模企業共済・セーフティ共済・
火災保険・自動車保険・
旅行保険 など



生活関連

宝飾品・衣料品・生活雑貨・
セキュリティ・葬儀請負・
人間ドック・PET検診 など



レクリエーション関連

国内外バックツアー・
温泉旅館宿泊・
観劇チケット など



ゴルフ関連

ゴルフフェーズ保険・ゴルフ会員権売買・
プレー料金の割引



カーライフ関連

カーリース・中古車査定買取・
自動車保険



web販売

書籍・電化製品・筆記用具 など



その他

クレジットカード・ローン・資格取得・
太陽光発電設置工事 など



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F) TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800 URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。

取引先の突然の倒産!まさかのときの
資金調達先は準備していますか?

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

売掛金が回収できなくなった。
資金ショートで連鎖倒産してしまう...

月額20万円
まで
掛ける
ことが
できます!

1 加入し、掛金を積み
立てておけば...

回収困難となった売掛金(被
害額)相当の資金を調達でき
ます。(最高8,000万円まで)

2 「取引先の倒産」と
「商取引の事実」の
確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金(必要経費)算入できます。

3 当面の資金繰りに
役立ち、自社と社
員を守れます。



経営者ご自身の「現役引退後の生活
資金」のことをお考えですか?

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。
自分で積み増しするには、どんな
ものがあるのかな...

共同経営者も
加入できます!

1 加入し、掛金を毎月
積み立てておけば...

2 将来、「廃業」「役員退任」
等が生じたときに共済金
をお受け取りいただけます。

3 現役引退後の
安心した生活設
計が図れます。

控除	⑪
社会保険料控除	⑫
小規模企業共済等掛金控除	⑬
生命保険料控除	⑭

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)
★60歳以上の経営者の方も加入できます。

制度運営機関:独立行政法人中小企業基盤整備機構

さらに詳しい内容については下記にお問い合わせください



近畿税理士会 全国税理士共栄会 指定代理店
大阪・奈良税理士協同組合

株式会社 日税サービス

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号ACN天満橋ビル5階
TEL 06-4794-0071 FAX 06-4794-0077

その他取り扱い商品

- 全国税理士共栄会
 - 団体所得補償保険
 - 新・団体医療保険
 - 団体長期障害所得補償保険
 - 経営者保険総合プラン
- その他生損保
 - 生活障害保険・遡増定期保険など
 - 各種損害保険

- 近畿税理士会
 - 団体総合生活保険
 - 団体テナント総合保険
- 大阪・奈良税理士協同組合
 - 中小企業退職金共済
 - ゴルフ保険
 - 集団火災保険
 - 集団自動車保険

PHOTO



中学生の税についての作文 支部長賞



新型コロナ警戒信号：赤色



釣り風景



令和2年度 第2回広報委員会

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

本年は丑年ということですが、12年前なんかあったかなと思っておりましたら、税理士登録したのが2009年でした。12年浪速支部でお世話になりました。改めまして、これからよろしくお願いいたします。

あと2回くらいは税理士として丑年を迎えることができるよう精進したいと思います。

さて、去年はいろいろありましたが、何と言って

も『劇場版「鬼滅の刃」無限列車編』の興行収入が、2001年公開の『千と千尋の神隠し』の308億円を超え国内映画興行収入一位になりました。公開日から計算しますと19年ぶりの快挙です。

さらに私事ではございますが、競馬を始めてから昨年まで3年連続で有馬記念的中を果たすことができました。

本年はいよいよ待ちに待ったオリンピックが開催されます。楽しみです。

みなさまにとって、明るく楽しい一年になりますように全集中でお祈り申し上げます。

(金本 昌史)